平成 26 年 4 月 2 日

各　位

委託会社名　　日興アセットマネジメント株式会社
代表者名　　代表取締役　　村上 雅彦
問い合せ先　　ETF センター　今井 幸英
（TEL.　03－6447－6581）

ＥＴＦの名称変更（約款変更）予定のお知らせ

ＥＴＦに係る名称変更（約款変更）の予定について、下記のとおりお知らせいたします。

記

１．銘柄名（コード）	上場インデックスファンド海外債券（Citigroup WGBI）毎月分配型（1677）
２．変更内容およびその理由	運用目標とするベンチマークの名称が「シティグループ世界国債インデックス（除く日本、ヘッジなし・円ベース)」から「シティ世界国債インデックス（除く日本、ヘッジなし・円ベース)」へ変更となったことに伴い、信託の名称について「上場インデックスファンド海外債券（Citi WGBI）毎月分配型」へ変更するべく、信託約款の一部に所要の変更を行います。
３．届出の予定日	平成 26 年 4 月 10 日
４．約款変更実施予定日	平成 26 年 4 月 11 日

以　上

（別　紙）

追加型証券投資信託　上場インデックスファンド海外債券（Citigroup WGBI）毎月分配型　信託の名称
約款　第20条
第33条
第43条

約　款　の　新　旧　対　照　表

新	旧
信託の名称 上場インデックスファンド海外債券（Citi WGBI）毎月分配型	**信託の名称** 上場インデックスファンド海外債券(Citigroup WGBI)毎月分配型
（運用の基本方針） 第20条 ①委託者は、信託財産の運用にあたっては、以下の各号に掲げる基本方針に従って、その指図を行ないます。 1.この信託は、信託財産の１口当たりの純資産額の変動率を対象インデックス（この信託では、「シティ世界国債インデックス（除く日本、ヘッジなし・円ベース）」を対象インデックスとします。）の変動率に一致させることを目指して、主として別に定める投資信託証券の一部またはすべてに投資を行ないます。 2.～9.（略）	（運用の基本方針） 第20条 ①委託者は、信託財産の運用にあたっては、以下の各号に掲げる基本方針に従って、その指図を行ないます。 1.この信託は、信託財産の１口当たりの純資産額の変動率を対象インデックス（この信託では、「シティグループ世界国債インデックス(除く日本、ヘッジなし・円ベース)」を対象インデックスとします。）の変動率に一致させることを目指して、主として別に定める投資信託証券の一部またはすべてに投資を行ないます。 2.～9.（同　左）
（信託事務等の諸費用） 第33条 ①（略） ②前項に定める諸費用のほか、以下の諸費用（消費税等相当額を含みます。）は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁することができます。 1.～9.（略） 10.「シティ世界国債インデックス(除く日本、ヘッジなし・円ベース)」その他これに類する標章の使用料 ③～⑤（略）	（信託事務等の諸費用） 第33条 ①（同　左） ②前項に定める諸費用のほか、以下の諸費用（消費税等相当額を含みます。）は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁することができます。 1.～9.（同　左） 10.「シティグループ世界国債インデックス（除く日本、ヘッジなし・円ベース）」その他これに類する標章の使用料 ③～⑤（同　左）
（信託契約の解約）	（信託契約の解約）

第43条 ①（略） ②委託者は、信託期間中において以下の各号に該当することとなった場合は、受託者と合意の上、この信託契約を解約し、信託を終了させます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出るものとします。 1.受益権を上場したすべての金融商品取引所において上場廃止となった場合 2.シティ世界国債インデックス（除く日本、ヘッジなし・円ベース）が廃止された場合 3.シティ世界国債インデックス（除く日本、ヘッジなし・円ベース）の計算方法の変更等に伴なって委託者または受託者が必要と認めたこの信託約款の変更が第48条第４項の規定を満たさず、行なわれないこととなった場合 なお、第１号に掲げる事由によりこの信託契約を解約する場合には、すべての金融商品取引所において上場が廃止された後は直ちに信託を終了するための手続を開始するものとします。 ③～⑥（略）	第43条 ①（同　左） ②委託者は、信託期間中において以下の各号に該当することとなった場合は、受託者と合意の上、この信託契約を解約し、信託を終了させます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出るものとします。 1.受益権を上場したすべての金融商品取引所において上場廃止となった場合 2.シティグループ世界国債インデックス（除く日本、ヘッジなし・円ベース）が廃止された場合 3.シティグループ世界国債インデックス（除く日本、ヘッジなし・円ベース）の計算方法の変更等に伴なって委託者または受託者が必要と認めたこの信託約款の変更が第48条第４項の規定を満たさず、行なわれないこととなった場合 なお、第１号に掲げる事由によりこの信託契約を解約する場合には、すべての金融商品取引所において上場が廃止された後は直ちに信託を終了するための手続を開始するものとします。 ③～⑥（同　左）